

質問 死亡届を出したいのですが。

回答

国内で死亡した場合

➤ **提出時期は**

死亡の事実を知った日から7日以内。

➤ **提出場所は**

死亡地、死亡者の本籍地、届出人の所在地の区市町村役所（役場）へ。

杉並区では日本国内でお亡くなりになった日本人の方についてのお届けは戸籍係（区役所 1 階 3 番窓口）のほか区民事務所でも取り扱っています。

➤ **届出人**

同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋・土地管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者が届出をしてください。

➤ **届出に必要なもの**

- ◆ 死亡診断書又は死体検案書
- ◆ 届書 1 通
- ◆ 印鑑

（注意）後見人等が届出をする際は、その資格を証明する登記事項証明書又は裁判所の謄本が必要です。

届出の際、火葬許可書の交付を申請してください。

火葬許可証の交付申請書には、

（1）死亡者の本籍、住所、氏名、（2）死亡者の性別、（3）死亡者の出生年月日、（4）死因、（5）死亡年月日、（6）死亡場所、（7）埋葬又は火葬場所、（8）申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄、を記入してください。

（注意）令和3年9月1日から、押印は任意となりました。

国外で死亡した場合

ケースにより、必要となる書類が異なります。詳しくは、戸籍係（電話：03-5307-0624）にお問い合わせください。